

アレルギー疾患対策基本法案に対する附帯決議

平成二十六年六月十九日

参議院厚生労働委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、アレルギー疾患対策基本指針の策定に当たっては、関係行政機関が多岐にわたることから、政府を挙げてこれに取り組むとともに、アレルギー疾患対策が総合的かつ一体的に推進されるよう十分配慮すること。

二、都道府県のアレルギー疾患対策の推進に関する計画の策定など、地方公共団体が地域の特性に応じた施策を着実に実施できるよう必要な支援を行うこと。

三、アレルギー疾患の予防法と根治的治療法の確立を目指し、患者の実態把握に努めるとともに、効果的かつ効率的な研究推進体制を構築すること。

右決議する。